

省令

○総務省令第四十八号
統計法(平成十九年法律第五十三号)第十八条の規定に基づき、労働力調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十四年五月十日

総務大臣 川端 達夫

労働力調査規則の一部を改正する省令
労働力調査規則(昭和五十八年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。
第一条中「労働力調査を」を「労働力統計を」に改める。

第六条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号又を次のように改める。
又 就業時間及び就業日数

附則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。
○文部科学省令第二十三号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十条の規定に基づき、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十四年五月十日

文部科学大臣 平野 博文

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令
(大学設置基準の一部改正)

第一条 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二条の三」を「第二条の二」に改める。

第三十四条に次の二項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空を校舎の敷地に有ることができなと認められる場合において、学生が休息その他に利用されるため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。
一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。
第三十五条に次の二項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができなと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。
3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。
ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができる。
一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。
二 校舎から至近の位置に立地していること。
三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空を校舎の敷地に有ることができなと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じている場合に限り、空を校舎の敷地に有しないことができる。
(短期大学設置基準の一部改正)
第二条 短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二条の三」を「第二条の二」に改める。
第二十七条第二項を次のように改める。
2 前項の規定にかかわらず、短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空を校舎の敷地に有ることができなと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じている場合に限り、空を校舎の敷地に有しないことができる。

と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じている場合に限り、空を校舎の敷地に有しないことができる。
第二十七条に次の一項を加える。
3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。
一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。
第二十七条の次に次の一条を加える。
(運動場)
第二十七条の二 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。
2 前項の規定にかかわらず、短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができなと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。
3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。
ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該短期大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができる。
一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。
二 校舎から至近の位置に立地していること。
三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正)
2 文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年文部科学省令第十八号)の一部を次のように改正する。
第六条及び第七条を次のように改める。

第六条 削除
第七条 削除
第八条中「法第四条第九項」を「構造改革特別区域法(以下「法」という。)第四条第九項」に改める。

別表第六号中「空地に係る要件の弾力化による大学設置事業」を「削除」に改め、別表第七号中「運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業」を「削除」に改める。
○経済産業省令第三十七号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二十条の規定に基づき、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月十日
経済産業大臣 枝野 幸男
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号)の一部を次のように改正する。
第七十三条の二の次に次の一条を加える。

第七十三条の三 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを提出しようとする場合において、その出願人又は代理人の住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)の属する地又は滞在地において戦争、革命、暴動、同盟